

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（173）」
2. 日時：平成29年6月9日 10時00分～12時03分
3. 場所：原子力規制庁 18階耐震会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、津金管理官補佐、大塚安全審査官、
田口安全審査官、吉村安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当））

他9名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力設備 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 安全技術グループ 副長

北陸電力株式会社：原子力本部 原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「9条 溢水による損傷の防止等」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 没水影響評価結果を始め、評価結果に伴う必要な対策については、表のみに記載するのではなく本文に入れ込み整理して説明した資料を提出すること。
- 東日本大震災後の東海第二発電所の建屋損傷調査結果を踏まえ、貫通部クラックの有無及び溢水評価への影響の有無について整理して説明した資料を提出すること。
- 基準地震動 S_s による地震力を受けた際に、原子炉建屋滞留区画の床面（開口部及び貫通部周辺を含む）に発生するひび割れに対する考え方を整理して説明した資料を提出すること。
- 漏えい検知器配置図に溢水伝播経路、堰の配置等を記載した資料を提出すること。
- 床ドレンファンネルの閉止に伴う滞留水について、通常時及び溢水時の排水等の運用を整理して説明した資料を提出すること。
- 漏えい事象等に対する検知について、床ドレンファンネルからの排水による検知を行う箇所を整理して説明した資料を提出すること。
- 溢水影響に対する設計において先行プラントと異なる評価方法を用いる場合

は、その考え方及び妥当性を整理して説明した資料を提出すること。

- 津波浸水防止の対応に関して、水密扉の位置付け、止水対策等について5条（津波による損傷の防止）での設計方針との整合性を整理して説明した資料を提出すること。
- 溢水影響評価対象とする設備の選定方法について、再整理して説明した資料を提出すること。
- 溢水伝播経路を代表例で示す場合は、全ての経路の代表である妥当性（溢水量、溢水場所）を整理して説明した資料を提出すること。
- 移設予定の残留熱除去海水系（伝送器）について、移設場所及び移設時期を説明した資料を提出すること。
- これまでに実施した審査会合における指摘事項について、前回のヒアリング資料では記載されていないものがあると思われることから、洩れなく回答をし、それを反映した資料を提出すること。

（2）日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 内部溢水による損傷の防止等（東海第二発電所の特徴と溢水評価に対する考慮事項）
- ・ 比較表（9条 内部溢水による損傷の防止等）